

外国人の受付窓口が変わります

比内・田代両総合支所で取り扱う外国人登録事務の窓口が、次のとおり変更します。

- 1 登録原票記載事項証明書、登録原票写しの発行
総合支所市民課と市役所市民課で受け付けます。
- 2 新規登録・変更登録・確認申請等の各種申請
市役所市民課でのみ受け付けます。
(総合支所では受け付けできません。)

開始日 4月1日(火)

対象 比内総合支所(旧比内町役場)、田代総合支所(旧田代町役場)へ登録した外国人のかた

対象者には事前にお知らせします。

問 市民課(内線228)

市民課の窓口業務を 時間延長・休日開設します

3月末から4月の始めにかけて、転入・転出などの手続きで窓口が混雑するのを解消するため、次の日時に窓口業務を開設します。

とき 3月26日(水) 17時15分～19時

3月27日(木) 17時15分～19時

4月5日(土)・6日(日)

8時30分～17時15分

業務 平日業務全般(住基カードの発行、公的個人認証手続きは除く)

税務課諸証明発行及び保険課窓口も同日開設します。

問 市民課(内線229)

矢立地区の簡易水道が 全て上水道に切り替わります

矢立地区では、平成15年度から5カ年計画で整備工事を行ってきましたが、今年度で完成し、4月1日から松原、岩本、白沢・寺の沢の三つの簡易水道が新たに上水道に切り替わります。これに伴い、水道料金も簡易水道料金から上水道料金に変わります。

該当するかたには、新料金などを記載した通知を送付しますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 水道課☎55 - 1298

市税などの「納め忘れ」 もう一度ご確認を

固定資産税、市県民税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料などで納め忘れがないか、もう一度お確かめください。また、未納がある場合はお早めに納付してください。納付には、便利で確実な口座振替をお勧めします。

問 収納課(納付相談は内線225、口座振替は内線366)

児童センターのスポーツクラブ会員募集

ところ	クラブ名	対象	とき	年会費
桂城児童センター	学童スポーツクラブ	小学1～3年生 (25人)	毎月 第1・3土曜日 10時～11時30分	3,000円
	幼児スポーツクラブ 「たんぼぼ」	平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの子とその親(25組)	毎週水曜日 10時～11時30分	3,500円
釈迦内児童センター	幼児スポーツクラブ 「パンダ」	平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの子とその親(25組)	毎週木曜日 10時～11時30分	3,500円
城西児童センター	幼児スポーツクラブ 「バンビクラブ」	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの子とその親(25組)	毎週水曜日 10時～11時30分	3,500円

受け付け開始 3月21日(金) 10時(先着順)

ご希望の児童センターに、年会費を添えて直接お申し込みください。

申・問 桂城児童センター ☎49 - 4708 釈迦内児童センター ☎48 - 4486

城西児童センター ☎43 - 6153

ハチ公荘・湯夢湯夢の湯

旧回数券の利用は3月31日まで

問 観光物産課(内線284)

平成18年3月までに市で発行した、ハチ公荘及び湯夢湯夢の湯の旧回数券は、3月31日までで使用できなくなりますので、お早めにご使用ください。

なお、株式会社友愛ビルサービスの社名が記載されている回数券は、今後とも引き続きご使用になれます。

共通入浴回数券

対象施設

大滝温泉「湯夢湯夢の湯」
二井田市民集会所「ハチ公荘」
(一施設一回限り有効)

見金額 200円(大人用) **本**
指定管理者 株式会社友愛ビルサービス

児童扶養手当の支給額が変わります

申・問 福祉課(内線407)

平成15年4月の法改正により、平成20年4月以降は次の条件に当てはまるかたは、現在受けている児童扶養手当が従来の2分の1になります。

ただし、就業しているかたなどは手続きをすれば従来どりの手当額を受けられますので、忘れずに手続きしてください。

2分の1になる対象者

児童扶養手当の支給開始から5年(認定請求をした日に児童が3歳未満の場合は、3歳に達した翌月から5年経過するとき)または支給要件に該当してから7年のいずれか早いほうが経過した児童扶養手当受給者(母以外の養育者を除く)。

平成15年4月1日現在すでに受給者されている場合、平成20年4月1日から減額の対象となります。

対象者には、1、2カ月前に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を送付します。

手続きをすれば支給額が変わらないかた

- 1 就業しているかた
 - 2 求職活動など自立のための活動を行っているかた
 - 3 身体上や精神上的の障害があるかた
 - 4 負傷や病気などで就業することが困難なかた
 - 5 監護する児童や親族の障害や病気のための介護で就業が困難なかた
- 期間内に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」に関係書類を添付し、郵送または直接窓口へ提出してください。